

ご 注 意 点

企業総合補償保険のあらまし

	保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要						
損害保険金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災(注1)(注2)(注3) ⑤水災(注4) ⑥電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(注1)風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>(注2)損害の額が20万円以上となった場合にかぎります。損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行います。(ご契約時にこれと異なる自己負担額(免責金額)を設定した場合を除きます。)</p> <p>(注3)損害保険金のお支払いにおいては、雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>(注4)水災危険限定補償特約をセットする場合のお支払方法についてはP5をご確認ください。なお、この特約をセットした場合、水災に対しては費用保険金のお支払いはありません。</p>	<p>保険金額</p> $(\text{損害額}^{(注1)} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ <p>(再調達価額、以下同様)^(注2)</p> <p>ただし、損害額または支払限度額が限度となります。また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2)損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>●設備・什器等が保険の対象の場合 業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <th>盗難にあったもの</th> <th>1事故の限度額(1敷地内ごと)</th> </tr> <tr> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </table>	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)						
業務用通貨	30万円							
業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額							
費用保険金	<p>臨時費用</p> <p>①~⑦の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p>	<p>損害保険金×30%</p> <p>(1事故1敷地内につき500万円が限度)</p>						
	<p>残存物取片づけ費用</p> <p>①~⑦の事故により損害保険金が支払われる場合</p>	<p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用</p> <p>(損害保険金の10%が限度)</p>						
	<p>損害防止費用</p> <p>①~③の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p>	<p>実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$</p> <p>(保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から①~③の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)</p>						
	<p>修理付帯費用</p> <p>①~⑦のうち、補償の対象として選択した事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p>	<p>損保ジャパン日本興亜の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用</p> <p>(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p>						
	<p>失火見舞費用</p> <p>保険の対象またはその収容建物から発生した①、②の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p>	<p>被災世帯数 × 20万円</p> <p>(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p>						
	<p>地震火災費用</p> <p>地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき (地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)</p> <p>(1)保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき (2)保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき</p> <p>※「半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p>	<p>保険金額 × 5%</p> <p>ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、保険価額 × 5%</p> <p>(1事故1敷地内につき 工場物件 : 2,000万円 工場物件以外 : 300万円 が限度)</p> <p>※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>						

	保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
費用・利益補償条項	<p>(1)ご契約時に選択した以下の事故による損失に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災 ⑤水災 ⑥電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(2)不測かつ突発的な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備^(注)が損害を受け、その機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたこと。</p> <p>(注)次のア~オに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。</p> <p>ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ.電気通信事業法に定める電気通信事業者 オ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者 ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者</p>	<p>●喪失利益保険金</p> <p>事故が生じた結果、ご契約時に設定いただく補償期間内^(注1)に営業が停止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> $\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$ <p>(注1)保険金お支払いの対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時または営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。</p> <p>(注2)罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。</p> <p>(注3)収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただきます。</p> <p>(注4)直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。</p> <p>●収益減少防止費用保険金</p> <p>標準営業収益^(注)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額について次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じた額を限度とします。</p> $\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$ <p>(注) 事故発生直前12か月のうちてん補期間または復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。</p> <p>●営業継続費用保険金</p> <p>標準営業収益に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分^(注)をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合、これらの額を差し引いた額を営業継続費用保険金としてお支払いします。</p> <p>(注) 同期間に支出を免れた費用がある場合は、その額を差し引いた額とします。</p>